

緊急事態宣言解除後における地域経済対策に係る緊急提言

3月21日をもって緊急事態宣言が全面解除されたが、新型コロナウイルスの変異株が全国的な広がりを見せるなど、予断を許さない状況が続いている。

都市自治体は、宣言の発出を受け、国や都道府県と連携し、新型コロナウイルス感染症に係る情報の住民等への提供、まん延の防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に取り組んできた。

解除後においても、同感染症が、市民の命と健康はもとより、社会経済に極めて重大な被害を及ぼしていることから、我々は、住民に最も身近な基礎自治体として、地域医療提供体制の確保に努めるとともに、ワクチン接種の安全かつスピーディーな実施に向けて、引き続き全力で取り組む決意である。

一方、全国で一致団結し感染拡大の抑制に取り組んできたところであり、緊急事態宣言対象地域外の地域や営業時間短縮要請の対象となった飲食業以外の業種においても、緊急事態宣言の影響を受け極めて厳しい状況にあることから、国においては、緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域や飲食業以外の業種においても実効性ある経済雇用対策を公平に講じるよう、強く求める。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することも含め、感染拡大の影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して地方が独自に支援できるようにすること。

また、一時支援金については、支給額の上限を上げるとともに、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、要件の緩和等を行うこと。

さらに、民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み等の期限及び償還期間等の延長や返済猶予など、更なる資金繰り支援を強化すること。

令和3年3月23日

全国市長会会長 立谷 秀清